

フランスのディスクロージャー制度における 証券取引委員会の役割：株主総会時の情報の 整備(7完)

OSHITA, Yuji / 大下, 勇二

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

31

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

135

(終了ページ / End Page)

145

(発行年 / Year)

1994-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003413>

〔研究ノート〕

フランスのディスクロージャー制度における証券取引委員会の役割
— 株主総会時の情報の整備(7・完) —

大 下 勇 二

目 次

- I はじめに
- II 株主総会時の情報に関する COB の基本的活動
1. COB の活動の概観
 2. COB の基本的活動
(以上第29巻第4号)
- III COB設立以前の法定公表制度の改革と COB による改革
1. 1807年商法典と株式会社設立の認可制度
 2. 1863・67年の改革とその特徴
 3. 1935・37年の改革とその特徴
 4. 1966年の改革とその特徴
 5. COBによる改革とその特徴
(以上第30巻第1号)
- IV 上場会社の株主総会の活性化に関する COB の活動
1. フランス企業の支配構造と企業の姿勢
 2. フランスにおける個人株主の特徴
 3. 個人株主の総会参加と株主総会の形骸化
 4. 上場会社の株主総会の分散化・早期化
 5. 上場会社の株主総会に対する個人株主の関心喚起
(以上第30巻第2号)
- V 上場会社の年次報告書の整備
1. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の法規制
 2. COB 設立以前のフランス企業の年次報告書の実践—企業の事例分析—
(以上第30巻第3号)
 3. COB 設立以降のフランス企業の年次報告書の法規制
(以上31巻第1号)
 4. フランス企業の年次報告書の改善と COB の役割
(以上第31巻第2号)

- VI 株主総会時の情報の改善における COB の役割—むすびに代えて—
1. 現在・将来株主のニーズ志向
 2. 会社法会計規制における配当規制と開示規制の分化
 3. 連結計算書類の重視と情報化・国際化への対応
(以上本号)

VI 株主総会時の情報の改善における COB の役割—むすびに代えて—

以上、フランス企業の「株主総会時の情報」の改善における COB（フランス証券取引委員会）の活動を考察してきた。これら活動からその特徴を抽出し、フランス会計ディスクロージャー制度における COB の役割を検討してむすびに代えたい。

1. 現在・将来株主のニーズ志向

まず、第II章「株主総会時の情報に関する COB の基本的活動」では、COB の設立時から現在までの活動を概観し、これを次の3つの活動に分類できることを明らかにした。すなわち、

- ・法定公表制度の運用状況の調査・改善：公表制度の運用状況を調査し、その問題点を析出して会社法改正案として提案した（例えば、1970年の会社法改正案）。
- ・株主総会の活性化と早期開催化：経営者の意識改善、株主総会の欠席原因の解決
- ・年次報告書（年次ブラケット）の整備：年次報告書の主要伝達媒体化、内容の改善、公表の迅速化

さらに、これらを企業と株主・一般公衆（投資家）との間での有効なコミュニケーション・シス

テム樹立の観点から整理できることを明示した。

次に、上記3つの活動の意義と相互関係を明らかにするために、第Ⅲ章「COB 設立以前の法定公表制度の改革と COB による改革」で、COB の推進する法定公表制度の改革が COB 以前の改革と比較してどのような特徴を有するかを検討した。その結果、次の点が明らかになった。すなわち、

- ・ COB 以前の法定公表制度の改革：法的規制を中心とした公表制度の枠組みの設定・拡大。公表制度の改革は法的規制に適する領域に対して実施した。例えば、制度的な情報伝達を確保する上で必要な公表主体、作成・公表書類（内容は非法定）、公表期限・期間、公表手段、公表対象等の重要項目の法定である。
- ・ COB による法定公表制度の改革：公表制度の法的枠組みを前提としながらも、従来の法的規制中心の改革で達成されなかった公表制度あるいは公表情報の有効化を、主として法的規制以外の手段を用いて実施した。

COB の改革には、従来の法的規制に適する領域の改革だけでは、公表制度ないし公表情報を真に有効なものとすることができないという基本的認識が存在する。

これにより、COB の法定公表制度の改革は、法的規制に適する領域だけに限定されるものではなく、公表制度や公表情報の有効化にとって重要な領域を認識し、この領域では「勧告」と「指導」という非法的規制を用いた改革を実施してきたことを明らかにした。公表制度や公表情報の有効化にとって重要な領域とは、例えば、「株主総会の活性化」、「経営幹部の情報開示に対する意識」、「年次報告書の作成・公表指針の確立と定着化」等の領域である。

従来の法定公表制度の改革は法規制の面からこれを強化するものであったが、実際には、公表情報の有効性に問題があった。COB は、これ以上法的な規制を増やさずに、なんとか上場企業の公表情報の有効性を高めることができないものかと考えた。

そこで、「株主総会時の情報」の領域では、公表情報の報告対象を明確化してこれを「現在・将来株主」に定め、主要情報伝達媒体として企業の「年次報告書」を中心に据えてこれらの情報ニ

ズを考慮した報告書づくりを推進した。また、企業経営者の情報開示に対する意識を改善するために、株主総会の活性化、コンファレンスの開催を実施してきたのである。第Ⅳ章と第Ⅴ章は、以上の観点から COB の活動を分析したものである。

第Ⅳ章「上場会社の株主総会の活性化に関する COB の活動」では、COB による株主総会の活性化のための活動を考察した。これにより次の点が明らかとなった。

- ・ フランス企業の支配構造の分析：情報開示や株主総会の活性化に関する企業の取組みは経営者自身の姿勢に大きく依存していた。
- ・ 個人株主の特徴の分析：年齢は成年層が少ないのに対して55歳以上の高齢層の割合が高い。職業は退職者が著しく高い。保有会社数は2社以上の株式保有のケースが6割以上。地理的分布は5割以上が地方在住であった。
- ・ フランス上場企業の90%近くが12月31日決算の企業。その70~80%の企業が株主総会を6月に開催。約60%が6月の第3週~第4週に開催した。

このため、COB は、企業の株主総会時の情報政策の消極性が株主総会の形骸化に原因し、株主総会の形骸化は個人株主の欠席がその主要な原因の一つとなっていること、そこで、COB は、個人株主の総会出席を促進し、総会を活性化することを目的として、株主総会開催時期の分散・早期化、株主総会の魅力化等に関する種々の勧告・指導を実施してきたことを明らかにした。

最後に、第Ⅴ章「上場会社の年次報告書の整備」では、COB の企業年次報告書の整備に関する活動を分析した。まず、第1節で、COB 設立以前の企業の年次報告書の法規制及び実践を検討し、次の点を明らかにした。すなわち、

「年次報告書」自体は法規制の対象になっておらず、年次報告書取容の各報告書・書類が法的に規制されてきた。

- ・ 1867年商會社法制度：理事会報告書の作成・提出義務なし。監査役による活動と幹部のチェックに関する報告が中心であった。
- ・ 1935・37年デクレによる改正：理事会報告書が規定された。これは「資金運用の委託者としての株主に対する事業経過と結果の報告」

の役割が見られた。

- ・1966年商事会社制度：従来の「資金運用の委託者としての株主に対する事業経過と結果の報告」の役割に加えて、将来株主たる「投資家への情報提供」という新たな役割が理事会報告書に課せられた。

これに対して、実践では、法令規定の各報告書・書類を収容した「年次報告書」が作成されていた。

- ・1867年法律制度下の実践では、企業は理事会報告書を含めて年次報告書を作成していた。しかも、理事会報告書は「資金運用の委託者としての株主に対する事業経過と結果の報告」の観点から報告されていた。
- ・1935年改正後の実践では、1950年代に入って大きく変わった。「投資家への情報提供」を意識した年次報告書作りが実施された。年次報告書を「情報利用者に対する会社情報の主要な伝達媒体」として用いた。この場合の情報情報の主要な利用者は「株主」「投資家」であった。

このように、法規制・実践の両面で、「現在株主」から「現在・将来株主」の情報ニーズの考慮への移行という特徴が見出され、しかも、一部の大企業の実践が常に法規制に先行してきたことを明らかにした。

第2節では、COB設立以降の年次報告書の法規制を1966年商事会社法との関連で考察した。年次報告書収容の各報告書・書類の法規制は、1980年代に入って、ECレベルでの会計規制の調和化の影響を受けて、次の点に重大な変化が見られた。すなわち、

- ・理事会報告書：営業報告書として、法定の一般的記載事項と特定記載事項の明示。株主・投資家を中心とした情報利用者の「主要情報伝達媒体化」（従来の規制及び実践に見られた特徴）。
- ・会計監査役報告書：「誠実な概観」の導入による会計監査人の専門家としての判断の重要性増大。
- ・年次計算書類：詳細な計算規定の設置、「誠実な概観」の導入と「注記・附属明細書」の重要性、利用者志向性、及び経営幹部の責任増大、連結計算書類の作成義務づけ

これにより、年次報告書収容の各報告書・書類の法規制は、従来一部に見られた「現在・将来株主」を中心とした利用者志向の法規制を大きく拡大したものであることを明らかにした。

第3節では、企業年次報告書改善のためのCOBの活動を考察した。この結果、次の点が明らかになった。すなわち、

- ・株主総会時の情報の重視と情報利用者のニーズ志向
- ・主たる利用者としての現在・将来株主の措置
- ・主要伝達媒体としての年次報告書
- ・年次報告書の作成・公表指針の確立と定着化

COBは企業年次報告書を現在・将来株主に対する総合会社情報の中核的伝達媒体とし、年次報告書自体の改善・整備に注力してきた。そこで、COBは、法令規定を解釈・補完して、現在・将来株主の情報ニーズを考慮し、それに応えるために必要な情報を記載した年次報告書作りを勧告してきたことを明らかにした。また、COBの年次報告書の作成・公表指針のいくつかは、第2節で分析した1980年代の法規制に繋がっていることを明らかにした。

以上のCOBの活動から、「株主総会時の情報の有効性を改善するために、「現在・将来株主」の情報ニーズを志向してきたことがその重要な特徴として挙げられる。この「現在・将来株主の情報ニーズ志向」を基礎に、法令規定の必要な改正案の提案、特に連結計算書類の法制化、情報開示の重要性に対する企業経営者の意識改革とそのための株主総会の活性化、これらの情報ニーズを強く意識した年次報告書の作成・公表指針の確立と定着化を実施してきたのである。

以上の特徴を有するCOBの活動は、会社法における配当規制と開示規制の分化、とりわけ上場会社に係る開示規制と配当規制との分化を促進した。以下、この点について検討してみよう。

2. 会社法会計規制における配当規制と開示規制の分化

(1) 1807年商法典における会計規制

まず、1807年商法典の会計規定から検討する。1807年商法典はすべての商人に適用された。その

最大の関心事は、裁判上の訴訟を解決するさいの証拠の重要性・取扱いにかかるものである。これが当時の会計規制の目的、適用領域・態様を説明するといわれている¹¹⁾。それに関わるものが第12条の「裁判官は、正規に調製された商業帳簿を商人間における取引事実の証拠をなすものとしてこれを採用することができる。」の規定である。

この証拠に関連した商業帳簿としては、日々の債権・債務、商取引、手形の引受・裏書を記録する日記帳、受け取った信書と発送した信書の謄写(第8条)、および動産、不動産、債権・債務に係る財産目録(第9条)が措置された。

貸借対照表は、同第471条に「貸借対照表は、債務者のすべての動産および不動産の列挙、および評価、債権および債務の在り高、損益の表、収支の表を記載しなければならない。」と規定された。これから、貸借対照表は棚卸しによって特別に作成された一覧表であって、会計によって誘導的に作成された書類としての性質を有していなかった。

以上が1807年商法典の会計規制である。そこでは、財産目録を始めとする商業帳簿、貸借対照表の作成が裁判上の訴訟を解決するさいの証拠に関連するものとして規定された。

(2) 1867年会社法における会計規制

1867年会社法では、既述のとおり、株式会社設立の免許主義から準則主義への移行に伴って、株主に対する計算書類の作成と株主総会前一定期間の開示義務及びそれらの総会提出義務が課せられた。すなわち、

- ① 3ヶ月ごとの積極・消極の状況の要約的報告書の作成義務
- ② 年次の財産目録、貸借対照表、損益計算書の作成義務
- ③ 財産目録と貸借対照表の総会前2週間の会社施設での開示義務
- ④ 財産目録、貸借対照表、損益計算書の株主総会への提出義務

がこれである。これら義務は、「現在株主に対する受託責任の履行」という意味で「株主保護」を目的とした開示規制である。

さらに、1867年会社法では、株式会社設立の準

則主義化に伴って、純利益からの一定金額の積立義務が課せられた。すなわち、

- ⑤ 毎年、純利益(bénéfices nets)からの少なくとも1/20の控除とこの積立金への組入義務(同法律36条①)。
- ⑥ 当該控除の資本金の1/10に達するまでの積立義務(同法律36条②)。

がこれである。この義務は、利益から一定金額を積立てることにより、配当制限を行う「配当規制」である。

このように、1867年会社法では、開示規制と配当規制の両面から規制が行われた。しかし、開示規制では計算書類の具体的な作成基準には触れられず、また、配当規制においても、純利益をどのように算定するのか等具体的な配当可能利益計算を示しておらず、一定金額の積立を強制するだけの極めて簡単な規制であった。

実践では、財産目録が配当利益算定の基礎となっていた。すなわち、その積極項目と消極項目との差額が利益と考えられ、配当計算は当該数値を基礎に実施された。この意味では、上述「財産目録」の作成義務が配当利益計算と密接に結びついている。しかし、法律が配当利益計算の規定を具体的に明示しなかったことは前述のとおりである。

(3) 1935・37年デクレの改正による会計規制

1935・37年デクレの改正は、会社幹部の不正に対する株主・投資家保護の強化を目的として実施されたことは既述のとおりである。すなわち、世界的な大恐慌の影響を受けてフランスでは企業倒産の増加、株式相場の暴落等が生じ、これに不正配当等会社幹部の不正行為の問題が加わって「投資家の市場離れ」が生じた。これを食い止めフラン防衛を図るためには、「貯蓄の安全性」を確保することが必要であった。そのために、不正配当等の会社幹部の不正行為を規制し、「株主・投資家」を保護する必要があったのである。

1935・37年デクレの改正によって、作成書類の拡大、会計書類作成の公正化、公表書類・時期の拡大、監査役監査の強化、会社の取締役・監査役に対する罰則の強化、が実施されたことは既述のとおりである。すなわち、

- ① 従来の計算書類の作成と総会提出に加えて、

理事会報告書の作成・提出の新たな義務づけ

- ② 従来の財産目録と貸借対照表の総会前2週間の会社施設での開示制度において、開示書類として損益計算書とすべての株主総会提出書類の追加
- ③ 年度中の過去3年間の総会提出書類と総会議事録の閲覧権と謄写権の付与
- ④ 計算書類作成にあたって同一の評価方法と表示形式の継続適用を要請する「継続性原則」の法規定への導入
- ⑤ 監査役による財産目録と貸借対照表の「正規性」と「真実性」の証明の義務づけ
- ⑥ 「継続性原則」違反、総会前開示及び年度中開示を怠る会社幹部に対する罰金
- ⑦ 虚偽情報に関して監査役に対する禁固ないし罰金

である。以上の措置は、いずれが開示規制でどれが配当規制に関わるものかは明確でないが、前三者が開示規制に関わっていることだけは確かである。

前述のとおり、実践上、配当可能利益計算は財産目録を基礎に実施されていた。その際、特定の財産のみを記載した不完全な財産目録、評価方法を頻繁に変更した財産目録等が見られ、このような経理操作を通じて擬制配当が行われた。

「継続性原則」の導入は同一の評価方法を継続適用させることにより、不正の経理操作を排除し、擬制配当を規制するものである。この意味では、配当規制に関わっている。他方、同一表示形式の継続適用は開示規制に関係する。

会社幹部と監査役に対する罰則強化は、開示規制と配当規制の両面に関わっている。すなわち、開示義務を怠る幹部、継続性原則違反の幹部、虚偽情報を故意に提供ないし追認した監査役への罰則である。

このように、1935・37年の改正は、不正配当の防止を目的として、情報開示・配当利益計算両面から一体となって規制が実施された。まず、開示規制では開示の書類と期間・時期の拡大、継続性原則の導入、開示義務の罰則強化等、開示面からの「株主保護」が強化された。しかし、この場合の開示規制は「現在株主」に対する開示に限定されたことに注意しなければならない。また、配当

規制では、開示規制と連携をとって、「継続性原則」の導入、罰則規定の強化等の不正配当の防止のための措置がとられた。しかし、この配当規制は、依然として具体的な配当可能利益計算を明確に規定しなかった。

(4) 1966年商社会社法

1966年商社会社法は、企業の近代化・国際化の要請に依って、主としてディスクロージャー制度の拡充、職業会計人による会計監査の強化を目指すものであったことは既述のとおりである。これにより、配当利益計算とは直接関係を有しない投資家への「投資情報」の提供という観点が付与された。

すなわち、総会提出書類の明確化と会計監査役への提出期限の早期化、株主総会前の開示制度の拡充、株主総会後の開示制度の新設、会計監査役監査制度の拡充、計算規定の拡充がこれである。まず、開示規制に関わるものとして次のものを挙げることができる。

株主総会提出書類の明確化と会計監査役提出期限の早期化：

- ① 作成義務のある会計書類の構成が、従来の財産目録、損益計算書、貸借対照表から財産目録、一般経営計算書（当期業績主義損益計算書）、損益計算書、貸借対照表に変更
- ② これら書類の会計監査役への提出期限が総会の40日前から45日前に早期化
- ③ 理事会報告書の会計監査役への提出義務の明確化とその提出期限の早期化（総会の20日前まで）
- ④ 理事会報告書の内容の一般的明示（経過年度の当社の活動、子会社の活動、当該活動の成果、実現した進歩、遭遇した問題、将来の見通し）

株主総会前の株主に対する開示制度の拡充：

- ⑤ 会社施設での開示情報（財産目録を除いて謄写権を伴う）として、従来の財産目録、貸借対照表、損益計算書及びすべての総会提出書類をさらに具体的に特定・拡大し、これら会計書類に一般経営計算書を含め、理事会・監査役会構成員名簿と他社役員兼務の情報、理事会報告書、会計監査役報告書ないし監査役会報告書、議決案の条項と理由書、理事会ないし監査役会構成

員候補者の情報、役員報酬額（従業員数200人超の企業の場合役員上位20人の報酬額）、最近5年度の財務成果一覧表を規定（1966年商事会社法168条と1967年デクレ135条）

⑥ 委任状送付に伴う直接送付制度を新設し、直接開示情報として、総会の議事日程、議決案条項、会社活動の要約的報告書（最近5年度の成果一覧表を添付）が規定され、同デクレ135条規定の情報の送付請求用紙の添付を義務づけ（同デクレ133条）。同デクレ135条規定の情報は上記情報のうち財産目録と役員報酬額を除いたものである。

⑦ 株主の請求に基づく直接送付制度（総会招集状発送日から総会開催日の5日前までの期間）を新設し、直接開示情報として、デクレ133条と135条規定の情報を規定。

株主総会後の株主・一般公衆に対する開示制度の新設：

⑧ 商事裁判所書記課での計算書類の閲覧制度（すべての株式組織の会社に適用）を新設し、当該施設での株主・一般公衆に対する間接開示書類として、当期の貸借対照表、損益計算書、一般経営計算書を規定。

⑨ 法定公告公報での株主・一般公衆に対する公告制度（一定規模以上の上場会社に適用）を1959年2月4日オールドナンス及び1965年11月29日デクレより引継ぎ、間接開示書類として、当期の貸借対照表、一般経営計算書、損益計算書、当期末の保有有価証券明細表を規定。

会計監査役監査制度の拡充：

⑩ 会計監査役の資格、人数、任務、報酬の明確化、株主による忌避権、総会による解任権、会計監査役に対する訴訟提起権の付与

1966年商事会社法では、当期純利益の算定と配当可能利益の算定に関して、以下の規定を設け、処分可能利益の算出プロセスを明らかにした。すなわち、

- ⑪ 減価償却計算（同法342条）
- ⑫ 引当金計算（同法343条）
- ⑬ 創立費と新株発行費の償却（同法343条）
- ⑭ 純利益は一般費およびその他の費用－これには減価償却費と引当金繰入を含む－を控除した年度の純収益が純利益（*bénéfices nets*）を構

成（同法344条～346条）。

⑮ 処分可能利益（*bénéfices distribuables*）は、当期純利益－前期繰越損失－（法定積立金繰入額＋定款規定の積立金繰入額＋任意積立金繰入額）＋前期繰越利益（同法347条～350条）

⑯ 資本金の10%に達するまで純利益の5%を法定積立金繰入額（*réserves légale*）として毎期積み立てる義務（345条1項と2項）。

任意積立金繰入額（*réserves facultatives*）は、「用心基金（*fonds de prévoyance*）」「一般積立金（*réserves générale*）」「自由積立金（*réserves libre*）」の名前で積み立てられるものである。

以上、1966年商事会社法では、配当規制における引当金、減価償却、繰延資産の規制および処分可能利益の定義等、重要な規定が見られるものの開示規制の大幅な拡充がその特徴として指摘される。しかも、従来の開示規制が「現在株主」だけを対象としていたのに対して、1966年法の開示規制では、「株主・一般公衆」すなわち「現在・将来株主」あるいは「株主・投資家」への情報開示を目的とした開示制度が大幅に拡充された点が重要である。

まず、理事会報告書の内容が一般的な表現ながら明示された。すなわち、経過年度の当社の活動、子会社の活動、当該活動の成果、実現した進歩、遭遇した問題、将来の見通しである。これら記載項目は、最近5年度の成果一覧表と併せて、「現在株主に対する受託責任の履行」の観点だけでなく、「投資家への投資情報の提供」の観点をも含むものと見られた。

さらに、計算書類における「一般経営計算書」は、当期業績の表示を重視するものである。すなわち、配当可能利益計算に結びついた従来の損益計算書だけでなく、当期業績主義計算書たる「一般経営計算書」の作成を義務づけ、当期の収益力に関する情報を投資家に提供させるという立法者の意図が窺える。

また、1966年法では商事裁判所での登記制度とBALOでの公告制度が、「現在・将来株主」への情報提供チャンネルを確保した。理事会報告書は、これら開示制度では開示対象書類に含まれず、「現在株主」だけに対する情報提供書類として位置づけられた。しかし、既述のとおり、理事会報

告書の内容に関する法規定を分析すると、必ずしも「現在株主」だけを目的としたものでなく、より広く「現在株主」と一般の「投資家」をも含めた情報利用者に対する情報提供媒体として捉えられていたと見られた。ではなぜ法律が伝達チャンネルの確保されていない理事会報告書を「将来株主」への情報伝達媒体と捉えていたのか。この理由として、当時の大企業の実践を挙げることができる。すなわち、既述のとおり、実践ではすでに「投資家」を意識した理事会報告書とこれを取寄せた年次報告書が作成されていたのである。

COBは、理事会報告書を含めた年次報告書を「現在・将来株主」に対する情報伝達媒体として明確に認識し、これらの情報ニーズを考慮した報告書づくりを推進した。COBのこれら活動は、その後の商社会法の開示規定の改善・拡充に繋がり、結果的には会社法の配当規制と開示規制の分化を促進した。特に、開示規制の拡充に大きな役割を果たしたことは既述のとおりである。以下、この点を整理してみよう。

(5) 1980年代における会計規制

既述のとおり、1980年にはいって以下の一連の法令により、フランスの会社法会計規制はその情報開示の側面を大幅に拡充させた。すなわち、

- ・株主総会において自己株式の取引に関する報告を義務づけた1981年12月30日法律
- ・「一般会計に関するプラン・コンタブルの規定を承認し企業に義務付ける1982年4月27日大蔵省令」
- ・EC会社法第4号指令を国内化する1983年4月30日調和化法と11月29日同適用デクレ
- ・営業報告書において一定の財務見積情報の分析を義務づけた「企業の倒産の予防と調停的解決に関する1984年3月1日法律」及びその適用に係る1985年3月1日デクレ
- ・EC会社法第7号指令を国内化し連結計算書類の作成を義務づける1985年1月3日法律とその適用に係る1986年2月17日デクレ
- ・営業報告書において重要な資本参加、子会社・支配会社の部門別の活動と成果、主要株主の氏名と変動等の記載を義務づけた1985年7月12日法律

- ・営業報告書において従業員に付与した株式オプションに関する報告を義務づけた1987年6月17日法律

がこれである。

以上の一連の法令による改正により、会社法の会計規制は次のように情報開示面を拡充させた。すなわち、

- ① 総会提出義務のある報告書・書類は、「営業報告書」、「年次計算書類」、「会計監査役一般報告書」、「会計監査役特別報告書」となった。
- ② 営業報告書の内容については、一般的な表現ながら、すべての商事会社に共通の記載事項と株式会社固有の記載事項が規定された。
- ③ すべての商事会社の営業報告書に共通の内容として、経過年度の会社の状況、予見できうる変化、決算日と計算書類作成日との間に生じた重要な事実、研究開発に関する活動が規定され、過去・現在情報だけでなく現在・将来情報をも重視された。
- ④ 株式会社に固有の記載事項は、従来と同様、経過年度の会社の活動、子会社の活動、当該活動の成果、実現した進歩、遭遇した問題、将来の見通しの記載が求められ、受託責任の履行としての過去・現在情報の提供だけでなく、投資情報としての現在・将来情報の提供が引き続き規定された。
- ⑤ 営業報告書において、さらに、次の情報を記載することが義務づけられた。
 - ・自己株式の取引
 - ・一定の財務見積情報
 - ・当期の重要な資本参加額
 - ・子会社、被支配会社の部門別の活動と成果
 - ・主要株主の氏名と変動
 - ・被支配会社の社名とそれが保有する当社の資本金部分
 - ・株式の相互持ち合い
- ⑥ 会計監査役による次の事項の会計監査役報告書における証明・報告
 - ・年次計算書類の「誠実な概観」の証明
 - ・連結計算書類を附属せしめている場合の当該計算書類の「誠実な概観」の証明
 - ・営業報告書記載の財務情報の真実性とその年次計算書類との一致性の検証

- ・営業報告書における重要な資本参加，主要株主とその変動，株式相互の持ち合い
- ・年次計算書類の評価・作成方法の変更
- ⑦ 年次計算書類は「一般経営計算書」「損益計算書」「貸借対照表」の構成が「成果計算書」「貸借対照表」及び「注記・附属明細書」の構成となった。会社法にイギリスの「真実かつ公正な概観」に相当する「誠実な概観」の概念が導入され、「注記・附属明細書」の役割が「誠実な概観」との関係で重要となった。「誠実な概観」のフランス企業会計における導入は，経営者，会計専門家の判断の重要性と責任を高めるものと見られた。
- ⑧ 商法典における評価規則，「正規性」「真実性」及び「誠実性」，「継続性」「総額表示」「期首貸借対照表の不変性」「慎重性」「経営の継続性」「事業年度の特定化」，減価償却と引当金の規定
- ⑨ 貸借対照表と成果計算書の分類基準と項目の法定，及び注記・附属明細書の最低限必要な内容の法定
- ⑩ 小規模企業に対する簡易年次計算書類の容認
- ⑪ 小規模グループを除くすべての企業に対する年次連結計算書類の作成義務づけ

これら開示規制の大幅な拡充は，1966年商事会社法に現れた「投資家に対する投資情報の提供」の観点をさらに発展させたものである。そこで重要な点は，既述のとおり，これら「株主・投資家への投資情報の提供」の観点から，会社法の開示規制の大幅な拡充にCOBが大きく貢献してきたことである。すなわち，

- ・②～④の営業報告書の内容については，「株主・投資家への投資情報の提供」の観点から，それを収容する年次報告書の作成指針を確立し，記載内容を詳細にかつ具体的に勧告してきた。
- ・⑤の一定の財務見積情報，主要株主情報については，同様の観点から，COBの勧告書の中で実践が勧告されてきた。
- ・⑦の年次計算書類については，「株主・投資家への投資情報の提供」の観点から，COBはその「注釈」の重要性を早くから認識し，資金計算書をも含めた年次計算書類の体系を勧告してきた。このCOBの努力は「誠実な

概観」の概念あるいは「注記・附属明細書」の役割の理解とそれらのフランス企業会計への定着化を促進する土壌醸成に貢献してきたものと見られる。

- ・⑩の簡易計算書類については，開示情報の大幅な増加の見返りとして，簡易年次報告書の作成を早くから容認してきた。
- ・⑪の連結計算書類の作成については，「株主・投資家への投資情報の提供」の観点から，COBは，当初から上場会社の情報開示におけるその重要性を認識しており，COB提出の会社法改正案にその作成義務を盛り込んだ。1985年法律は，このCOB提出の改正案が実現したものである。

また，COBによる上場企業の株主総会活性化の努力，経営幹部の情報公表に対する意識改革等の努力は，会社法に導入された「誠実な概観」の概念のフランス企業会計における定着化に貢献してきたものと見られる。

以上のように，フランス企業の「株主総会時の情報」の改善に係るCOBの活動は，「株主・投資家に対する情報提供」の観点から会計ディスクロージャー制度の改善を推進するものであり，その活動は会社法会計規制における開示面の大幅な拡充と新会計規制の実践定着化に重要な役割を果たしてきたものとする。特に，「連結計算書類」の法制化に果たしたCOBの貢献は極めて大きい。

「連結計算書類」は，配当利益計算に関係しないものと位置づけられ，フランスのディスクロージャー規制において，証券市場を中心とした情報要求の高まりや国際的な会計基準への対応の面で非常に重要な役割を果たしている。当該書類の法制化によって，会社法会計規制における開示規制と配当規制の分化は決定的なものとなったと見られる。最後にこの点を考察しておきたい。

3. 連結計算書類の重視と情報化・国際化への対応

(1) 連結計算書類の作成と多様な評価基準の採用

「連結計算書類」に係る1986年2月17日デクレ第86-221号第1条（1967年3月23日デクレ改正248-

8条)の規定により、連結計算書類の作成にあたっては、商法典第12条～15条規定(すべての商人の会計に適用)の評価方法によらず、別の評価方法を用いることができる。なお、上記デクレ248-8条の規定は、商事会社作成の連結計算書類だけに適用されるものである。

連結計算書類の作成にあたっては、まず、商法典の評価規則を尊重しなければならない(1966年商事会社法第357-7条)。しかし、場合によっては、商法典に規定する評価方法以外の方法を用いて連結計算書類を作成することが可能である。例えば、LIFO、リース、換算差額(1966年商事会社法第357-8条、1967年デクレ248-8条)等がこれである。

これらは、EC会社法第4号指令で認められているが、フランスでは個別年次計算書類の作成にあたっては使用できないものである。従って、フランスでは、連結計算書類の作成上商法典の評価方法以外の評価方法を使用できるため、連結計算書類の作成を通じて国際的に認められた会計基準を考慮するのが可能となっている⁽²⁾。

(2) 1967年デクレ248-8条規定の評価規則

1967年デクレ248-8条の評価規定を商法典の評価規定と比較してみよう。

a) 指数修正歴史的な原価法

商法典第2条1項規定の評価規則によれば、計算書類の作成上有償取得の資産、無償取得の資産及び製造した資産の評価は、それぞれ「取得原価」「市場価値」「製造原価」による。

これに対して、デクレ248-8条a)規定の評価規則によれば、連結計算書類作成上上記商法典規定の評価方法以外に、購買力で修正した評価額を用いることが可能である。その際、当該方法の資産、負債、資本に対する影響は、連結自己資本において別々に表示される。

b) 取替価値法

さらに、同条b)によれば、償却性有形固定資産と棚卸資産を「取替価値」で評価することが可能である。これら再処理の相手勘定は、適切な項目で分離する。

c) 後入先出法

商法典第2条3項規定の評価規則によれば、計

算書類の作成上一時所有有価証券と棚卸資産は、加重平均法または先入先出法(FIFO)による。

これに対して、デクレ248-8条c)規定の評価規則によれば、連結計算書類作成上上記商法典規定の計算方法以外に、後入先出法(LIFO)を用いることが可能である。この場合、各範疇別にLIFOを採用でき、また、一定の活動部門ないし地域に限定して適用することも可能である。この詳細は注記・付属明細書に表示し、その理由を付さねばならない。

d) 棚卸資産製造の資金調達のために借り入れた資金の利子のその原価への算入

この点については、商法典の評価規則に規定がないが、実践では、個別計算書類作成上原価への算入には、生産のサイクルが年度期間を越えることが必要である。

これに対して、デクレ248-8条d)によれば、連結計算書類の作成にあたって原価への算入は、個別計算書類のケースと異なり生産のサイクルが年度期間を越えることを要求するものではない。

e) リース契約(ないし類似の契約)による資産

この点についても、商法典の評価規則に規定はない。しかし、デクレ248-8条e)によれば、連結計算書類の作成上、会社がその資産の所有者であるかのように見なして、保有固定資産として処理することが可能である。この詳細についてはプラン・コンタブルが規定している。

f) リース契約により当社が顧客の利用に委ねている資産

これについても同様に、同条f)によれば、あたかも所有していないかのように資産から除外することができる。

g) 個別計算書類記載の換算差額

デクレ248-8条g)によれば、連結計算書類の作成上借方・貸方の換算差額は、連結成果計算書に記載することができる。詳細はプラン・コンタブルが規定している。

h) 特定の借入れ資金の自己資本への記載

デクレ248-8条h)によれば、与信者の発意での償還も利益不在ないし不十分な時の義務的償還も規定していない発行契約で資金を受け入れた場合、これらは連結計算書類作成上、自己資本に記載することができる。

i) 特定の評価方法の使用

特別法に定められた評価方法の適用を受ける組織が保有する資産は、連結計算書類の作成上これら評価方法を適用することができる。特に、会社型オープン投資信託（SICAV）等の投資機関の場合、その保有有価証券は「市場価値」で評価される。

以上の連結計算書類作成上の評価基準のオプションにより、個別計算書類作成にあたって使用できない評価方法を用いることが可能となる。

既述のとおり、フランス会社法は、小規模企業を除いてすべての会社に対して連結計算書類の作成を義務づけている。もちろん上場企業は例外なくこれを作成しなければならない。さらに、連結計算書類は監査を義務づけられる（1967年デクレ193条）。また、会社法は連結計算書類を配当可能利益計算に関係しないものと位置づけている。従って、配当利益計算は商法典第12条～15条に従って作成される個別企業の計算書類に基づいている。

COBがその法制化に重要な貢献を果たしたフランスの連結計算書類は、多様な評価方法の選択承認、監査義務づけ、配当可能利益計算からの分離、の仕組みを通じて、証券市場における投資情報要求の高まりや国際的な会計基準への適応の問題に答えてきたのである。

[完]

[注記]

- (1) 野村健太郎著『フランス企業会計』1990年、3-4頁。
- (2) Mémento Pratique Francis Lefebvre, *Comptable*, 1991, p. 1144.

[主要参考文献]

1. COB, *Rapport annuel*, 1968~1990.
2. COB, *Bulletin mensuel*, n°1~242.
3. COB, *L'Information à l'occasion des Assemblées Générales Ordinaires* (brochure), décembre 1971.
4. André, C., Morin, F., Qui possède les 200 premières entreprises françaises, S&V ECO-NOMIE n°63, Juillet/Aout 1990.
5. Beaudonnat, E., *La Notion de Dividende Fictif*, 1925.
6. Caron, F., *Histoire Economique de la France, X IX - X X siècles*, 1981, 原輝史監訳「フランス現代経済史」1983年。
7. Cluze, J., *La Loi de 1987 sur l'épargne*, 1987.
8. Collection Villegurin-Revue Fiduciaire, *L'approbation des Comptes*, 1989.
9. Commission of the European Communities, *Securities Markets*, 1989.
10. Desmaisons, A., *Le Controle de marché financier de Paris par les pouvoirs publics*, Thèse Paris, 1927.
11. *Gazette du Palais* Année 1867.
12. Guimont, J., *Les Remèdes proposés contre l'absentionnisme des actionnaires aux assemblées générales*, Thèse Paris, 1932.
13. Heurteux, C., *L'Information des actionnaires et des épargnants-études comparative*, 1961.
14. Lanquest, p., *Des Droits de l'Actinaire dans les Sociétés Anonymes*, Thèse Paris, 1908.
15. Lièvre, R. L., *La Protection des actionnaires dans les sociétés anonymes*, Thèse Paris, 1939.
16. Mémento Pratique Francis Lefebvre, *Comptable*, 1991.
17. Merle, P., *Droit Commercial*, 1990.
18. Morceau, A., *La société anoymes*, Tome I, 1955.
19. OECCA, *Le Commissaires aux comptes dans les sociétés françaises aspects juridiques et techniques de l'exercice du mandat*, 1963.
20. Retail, L., *Administration et gestion des sociétés commerciales*, 1948.
21. Vidalenche, G., *La Bourse*, 1985.
22. Vigreux, P., *Les Droits des Actionnaires dans les sociétés anonymes*, 1953.
23. Pilverdier-Latrete, J., *Le Marché financier français*, 1988.

24. 長部重康編『現代フランス経済論』1983年。
25. 中村利平著『フランス証券市場論』1989年。
26. 日本証券経済研究編『ヨーロッパの証券市場』1992年。
27. 野村健太郎著『フランス企業会計』1990年。
28. 同稿「フランス連結会計の動向」『企業会計』第38巻第12号（1986年12月）
29. 藤本光夫著『転換期のフランス企業』1979年。
30. 若杉明編著『会計制度の国際比較』1992年。
31. 拙稿「フランス証券取引委員会設立の意義」法政大学経営学会『経営志林』第28巻第4号（1992年1月）。
32. — 「フランス証券取引委員会の活動——1968—1972年の自発的情報の整備」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第1号（1992年4月）。
33. — 「フランス証券取引委員会の開示政策——1968—1972年の株主総会時の情報」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第2号（1992年7月）。
34. — 「フランス証券取引委員会の開示政策——1968—1972年の上場会社の開示制度の整備」法政大学経営学会『経営志林』第29巻第3号（1992年10月）。